



# 税のお知らせ

## 6月の納税等

村県民税／前納・第1期  
保育料／6月分  
納期限／6月30日(火)

納期限内の納付にご協力ください。

納付書にe-LQRが印字されている場合は、スマホ決済アプリや地方税お支払いサイト(クレジット納付)を利用して納付が可能です。また、e-LQRに対応した全国の金融機関で納付することもできます。

## 個人住民税とは

個人住民税は、毎年1月1日にその市町村に住所があるか、その市町村に住所がなくても、事務所または家屋敷を所有している方に係る税金で、県民税と村民税を合わせて住民税とよばれています。

住民税は、所得金額にかかわらず一定の額を負担する均等割、所得金額に応じて負担する所得割等から構成されています。

●均等割の税率 県民税年額 1,500円 (あいち森と緑づくり税500円を含む) 村民税年額 3,000円
●所得割の税率 県民税 4% } 一律10% 村民税 6% }
所得割の計算方法 (所得金額 - 所得控除額) × 10% - 税額控除額 = 所得割額
●森林環境税 1,000円

**所得金額**：一般に収入金額から必要経費を差し引いた金額。

**所得控除**：扶養控除、配偶者控除、社会保険料控除など。

**税額控除**：調整控除、配当控除、寄付金税額控除など。

●**納税の方法**

**普通徴収**：本村から個人に納税通知書を送付して、直接個人が納付する方法です。納期は、年4回(6月・8月・10月・翌年1月)です。全期前納で納めることもできます。

**特別徴収**：6月から翌年5月までの12回に分けて給与から天引きされ、給与支払者が給与と所得者に代わって納める方法です。

※特別徴収で納付されている方が、その年の途中で会社を退職した場合、納付方法が普通徴収

に変更されます。ただし、本人が希望される場合、または翌年1月1日以降に退職した場合、未納税額が給与から一括徴収されます。

年金からの特別徴収：4月1日現在65歳以上の方のうち、老齢基礎年金などの公的年金等を受給している方は、その公的年金等の所得に係る住民税が公的年金等から特別徴収(天引き)される場合があります。なお、障害年金や遺族年金は対象となりません。

年金からの特別徴収がされる

年金からの特別徴収がされる時期、金額等は、下の表を参考にしてください。手続きの都合上、仮徴収分については算出された税額より多い金額が年金から天引きされる場合があります。その場合は後日還付します。※所得の種類によってそれぞれ徴収方法が分かれる場合があります。すべての方法で納める方もいますが、重複して納めることにはなりません。

### 昨年度、年金から特別徴収されている人

徴収方法	年金から特別徴収(天引き)					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
算出方法	それぞれ「前年度の公的年金等に係る年税額×1/2」を3等分にした税額			それぞれ年税額から4・6・8月分(仮徴収税額)を差し引いて3等分した税額		
	※期割税額に100円未満の端数が生じた場合、仮徴収は4月、本徴収は10月に加算します。					

### 本年度より年金から特別徴収が開始される人

徴収方法	年金から特別徴収(天引き)				
	普通徴収(自分で納付)				
	6月	8月	10月	12月	2月
算出方法	それぞれ年税額の1/4		それぞれ年税額の1/6		
	※年金からの特別徴収の期割税額に100円未満の端数が生じた場合、10月に加算します。				

**減免の手続き**

災害、死亡、退職などにより著しく所得が減少し、納税が困難なときは飛鳥村税条例に基づき、減免を受けられる場合がありますので、納期限までに申請してください。

事務処理の都合上、6月16日(火)までの申請にご協力ください。

なお、納期限を過ぎた場合や、すでに納付した税額については減免できません。

**特別徴収にご協力を**

給与所得に係る住民税の徴収方法で、毎月(6月から翌年5月まで)の給与から天引きによる納税制度です。地方税法等の規定により、給与所得に係る住民税は特別徴収によって徴収することとされています。

納税者の方々の利便性の向上および納税の公平を図るため、今まで普通徴収であった方についても特別徴収となる場合がありますので、ご協力をお願いします。

●問合せ先 総務部税務課

**名古屋港水族館等の  
駐車場を変更しています**

愛知・名古屋2026大会の開催に向けて、名古屋港ガーデンふ頭に選手等の宿泊拠点を整備します。そのため、名古屋港水族館等の駐車場(一般車・バス)を変更しています。詳細はホームページでご確認ください。

また、休日等は、周辺道路・駐車場ともに大変混雑が予想されるため、名古屋港水族館等にお越しの際は、公共交通機関のご利用にご協力をお願いします。

●期 限

12月31日(木)

●問合せ先

(公財)名古屋みなと振興財団  
☎052-652-7151



名古屋港水族館  
ホームページ  
[交通アクセス]

**第29回愛知県介護支援  
専門員実務研修受講試験**

介護保険制度において主に介護計画の作成や介護サービス事業者との連絡調整などの業務を行う介護支援専門員の資格試験として実務研修受講試験を次のとおり実施します。

なお、介護支援専門員になるにはこの試験に合格し、介護支援専門員実務研修を受講する必要があります。

●試験実施日

10月11日(日)

●受験資格

次の①および②に該当する方  
①保健・医療・福祉の各分野で合計5年以上の実務経験がある方  
かつ900日以上の実務経験を有する方

②①の業務に従事している勤務地が愛知県にある方、または現在①の業務に従事しておらず、かつ住所が愛知県にある方

●試験案内および願書の配布期限

6月24日(水)

●試験案内および願書の配布場所

- ・民生部福祉課
- ・愛知県高齢福祉課
- ・愛知県福祉相談センター地域福祉課
- ・県民事務所
- ・愛知県社会福祉協議会

●願書の受付期限

6月24日(水)

●問合せ先

- ・愛知県社会福祉協議会福祉人材センター
- ・介護支援専門員実務研修受講試験係

☎052-212-5530

※10月11日(日)まで利用可能

☎052-212-5516

※右記期間以外

